発行・編集
土居町商工会ニュース編集会

土居町商工会ニュース
Doi-cho Shokokai

四国中央市土居町入野965-1　TEL (0896) 74-5889　FAX (0896) 74-8208　http://www.doi-s.jp/　mail@doi-s.jp　http://www.facebook.com/doisci

青年部だより

地域貢献活動 県道１２８号線 清掃しました！

８月８日（日）青年部活動の一環として、県道１２８号線（蕪崎土居線）の清掃活動を実施しました。毎年６月10日の「商工会の日」に合わせて、全国統一事業「〝絆〟感謝運動」が行われており、全国の青年部が一斉に地域貢献活動を実施しています。土居町商工会青年部では毎年、町内道路のゴミ拾いを行っております。当日は朝７時から開始し、空気も澄んだ中、県道１２８号線を南北二手に分かれて歩きながらのゴミ拾いを行い、道路をきれいにすることができました。

女性部だより

河川敷花壇 清掃しました！

例年、毎月お楽しみ教室でお花教室やその他様々な活動をしている女性部ですが、昨年度よりコロナの影響で自粛が続いております。そんな中でも、花壇清掃は毎月、ラブリバー清掃日に合わせて実施しています。真夏の暑い時期でも役員さんが毎日水やりをしてくれ、花は元気に咲いてます。ふるさと広場にお越しの際は、是非ご覧くださいね。

新しい商工会員をご紹介します

（令和３年７月～令和３年８月）

【長津地区】
◎エムホーム
代表者　三浦　克彦
建築業

【小富士地区】
◎アップ・ティー美容室
代表者　宮崎　哲也
美容業

◎㈱ＯＰクリーン
代表取締役　安藤　積行
清掃業

宜しくお願い致します。

●愛媛県最低賃金改正

愛媛県では10月より最低賃金額が改正されます。

最低賃金額は 1時間 821 円です（予定）

●愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月1日から施行することとなります。
●この決定により、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間821円以上としなければなりません。
●次の点についてご留意ください。
・愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
・最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

商工会より

商工会員募集中！

土居町商工会では経営相談、資金調達、労働保険、税務・経理などの事務受託、指導の他、販路拡大、各種共済制度などで、地域の事業者様を支援しております。

また、持続化補助金、新たな投資を対象とした間口の広い施策もございます。身近な相談相手としてご活用ください。

役立つ情報 会員広告

まごころ共済
自動車共済にもう１つの安心を

県共済独自の画期的な共済です。
愛媛県火災共済協同組合　〒790-0001 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館2階
TEL 089-945-1313　FAX 089-932-7602

労務通信 ～雇用保険編～ Vol.10-1

9月1日より「育児休業給付金」の被保険者期間の要件が一部改正。これにより、これまで要件を満たさなかった場合でも、支給の対象となる可能性がある。特に、勤務開始後1年程で産休に入った方などは対象となる可能性があるので、要確認。

原則の育児休業給付の被保険者期間

現　行

育児休業開始日を起算点として、その日前２年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある完全月が12か月以上あること。

現　行（育休開始日からカウント）

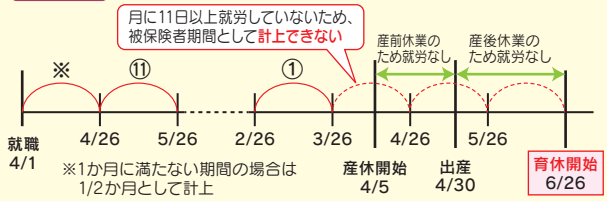

改正後

現行の要件を満たさないケースでも、**産前休業開始日等を起算点とし、その日前２年間**に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある完全月が12か月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。

改正後（産休開始日からカウント）

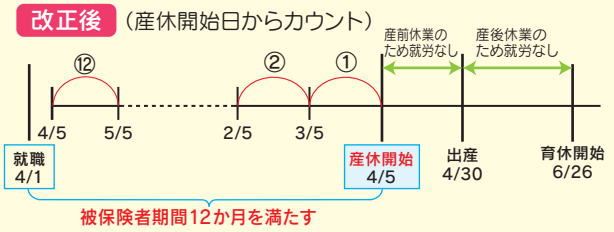

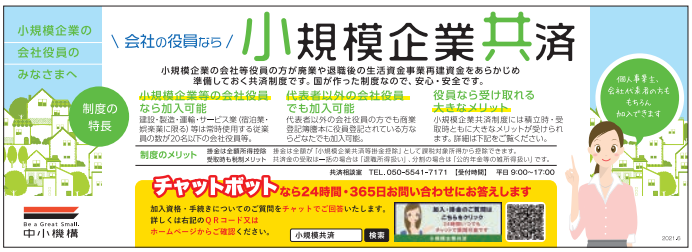

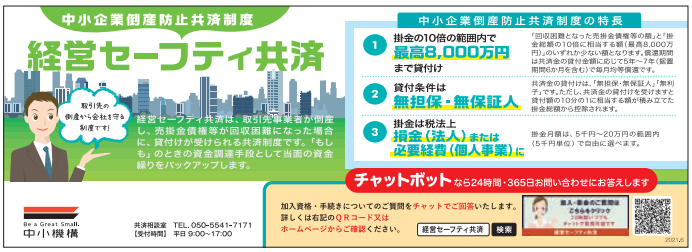

労務通信 ～国民年金編～ Vol.10-2

令和３年度　国民年金保険料月額16,610円

【国民年金　お得な制度】

その1　前納制度　～保険料をまとめて納める制度～
２年前納を使うと、約15,000円の割引。
（割引率）口座振替納付＞現金・クレジットカード
※確定申告には、２年前納全額、もしくは１年ごとの納付金額、どちらか選択できる。

【口座振替による保険料額と割引額】

	６カ月前納	１年前納	２年前納
令和３年度	98,530円（1,130円）	195,140円（4,180円）	382,550円（15,850円）

【現金およびクレジットカード納付による保険料額と割引額】

	６カ月前納	１年前納	２年前納
令和３年度	98,850円（810円）	195,780円（3,540円）	383,810円（14,590円）

（　）は毎月納める場合と比較した割引額。

その2　免除制度
＜保険料を納めることが困難な場合＞
①納付猶予　②全額免除　③一部免除（4分の1、半額、4分の 3）制度
本人からの申請により、一定の所得要件で手続きができる。
（メリット）免除と滞納では大違い！
免除の割合に応じて、一定の年金額が保障される！
例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が２分の１保障される。
（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されない。）
※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれるが、年金額には計算されないので注意

その3　特例免除
①退職（失業等）により納付が困難な方

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査される。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年６月まで。 ・過去期間 - 申請書が受理された月から２年１か月前まで（納付済は除く） ・将来期間 - 翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の６月分まで。

②新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方
臨時措置で本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除が可能

対象となる方	㋐、㋑両方に該当する方 ㋐新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少（令和２年２月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと） ㋑所得が相当程度まで下がった場合（令和２年２月以降の所得の状況からみて、所得見込額が免除基準相当になることが見込まれる方）
保険料の納付が免除される期間	令和元年度分として「令和２年２月分から令和２年６月分まで」 令和２年度分として「令和２年４月分から令和３年６月分まで」 令和３年度分として「令和３年７月分から令和４年６月分まで」 ※既に保険料を納付済の月は除く。 ※この期間、保険料を納付していない場合でも、該当すれば免除対象となる場合がある。

サブスクって何！

＜買切り型から定額制へ＞

サブスクとは、サブスクリクションの略で、ビジネスモデルの一つです。代表的なものでいえば、Spotify（スポティファイ）やNetflix（ネットフリックス）などの音楽や動画配信が挙げられますが、これは定額料　金でサービスが使い放題になるものです。従来の買い切り型から定額制でのサービスの利用が様々な形で広がってきています。最近は、マイクロソフト365のように、ある程度まとまった初期投資をしなくても、月々 1,000円ちょっとでエクセルなどのオフィスが常に最新版で利用できる、というビジネス向きサービスもあります。その他、季節の花の配送、写真のプリントアウトによる配送、英会話受け放題、外食産業の定額制も増えてきました。コロナ禍の今だからこそ、新しい生活用式に新しいアイデアをプラスして、新ビジネスモデルを作ってみるきっかけにするのはいかがでしょうか。

買切り型

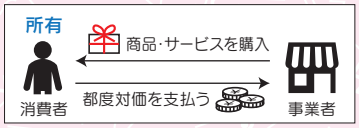
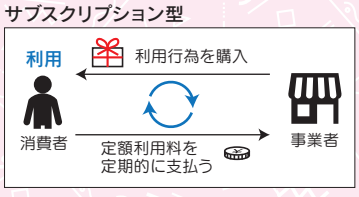
サブスクリプション型